

グループホーム イーストサイドおぐら

重要事項説明書

当事業所は、ご利用者に対して指定認知症対応型共同生活介護サービス、又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意頂きたいことを次のとおり説明します。

(作成日) 令和 6年 4月 1日

◆◆◆ 目 次 ◆◆◆

1. 事業者	1
2. 事業所の概要	1
3. 事業所の目的	1
4. 運営方針	1
5. 利用対象者	1
6. 利用定員	1
7. 職員の配置状況	2
8. 職員の勤務体制	2
9. 居室等の概要	2
10. 当事業所が提供するサービスと利用料金	2・3・4・5・6
11. 協力医療機関、協力歯科医療機関、協力保健施設、協力福祉施設	6・7
12. 運営推進会議の設置	7
13. 秘密保持及び個人情報の保護について	7
14. 苦情の受付	7・8
15. 非常災害時の対応	7
16. 急変時及び事故時の対応	8
17. 緊急時の連絡	8
18. 身体拘束その他の行動制限	8
19. サービス利用にあたっての留意事項	8・9

別紙 1 利用者の重度化した場合における対応に係る指針(概要版)

別紙 2 個人情報の利用目的

1. 事業者

- | | |
|-----------|-------------------|
| (1) 法人名 | 社会医療法人 恒心会 |
| (2) 代表者氏名 | 理事長 小倉 雅 |
| (3) 所在地 | 鹿児島県鹿屋市笠之原町27番22号 |
| (4) 電話番号 | 0994-44-7171 |
| (5) 設立年月 | 平成元年12月 |

2. 事業所の概要

- | | |
|---------------|---|
| (1) 事業所の種類 | 指定認知症対応型共同生活介護事業所（短期利用含む）
指定介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用含む）
平成19年11月29日 指定 |
| (2) 事業所の名称 | グループホーム イーストサイドおぐら |
| (3) 所在地 | 鹿児島県鹿屋市笠之原町29番39-1号 |
| (4) 電話番号 | (壺番館) 0994-41-7420 (FAX 兼用)
(式番館) 0994-41-7431 (FAX 兼用) |
| (5) 事業所管理者 | 満園 和枝 |
| (6) 介護保険事業所番号 | 4690300092 |
| (7) 開設年月日 | 平成19年12月1日 |

3. 事業所の目的

社会医療法人恒心会が設置運営するグループホーム イーストサイドおぐら（以下「事業所」という。）が行う指定認知症対応型共同生活介護事業（短期利用含む）及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業（短期利用含む）（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所は、要支援者若しくは要介護者であって認知症の状態にあるものに対して、安心して生活できる場所を提供し、また少人数で家庭的な雰囲気の中で家事や日常生活など、慣れ親しんだ活動を行うことによって認知症などの症状の緩和や進行防止に努めることを目的とします。

4. 運営方針

認知症高齢者であり、共同生活を営むことに支障がない者に対して家庭的な雰囲気の中で、その人らしい生活を支える為の運営方針を以下のように掲げます。

- (1) ひとり一人の個性を尊重し、慣れ親しんだ日常の生活様式が守られる生活とケアを提供します。
- (2) 少人数で家庭的で豊かな人間関係を保ち支え合える生活とケアを提供します。
- (3) 日常生活の中で役割を持ち、その人の持てる力を発揮できる生活とケアを提供します
- (4) 家庭や地域住民、地域社会との関わりのある生活とケアを提供します。
- (5) 行政機関や保健医療福祉サービス機関との連携に努め、生活とケアを提供します。

5. 利用対象者

鹿屋市に住所を有している方であり、かつ利用約款”第4条「利用基準」”に基づき、利用対象者とします。尚、初回利用時において医師の診断等で認知症の症状であることを確認させていただきます。

（確認できる主なもの） 医師の診断書、主治医の意見書 等

6. 利用定員

定員 18名

7. 職員の配置状況

当事業所は、ご利用者に対して指定認知症対応型共同生活介護サービス及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護（以下「サービス」という）を提供する職員として、以下の職員を配置します。

職種	常勤		非常勤		職務の内容
	専従	兼務	専従	兼務	
管理者		1人			事業内容調整、日常生活の介護・相談業務
計画作成担当者	1人				計画作成、日常生活の介護・相談業務
介護従業者	12人	1人	5人		日常生活の介護・相談業務

※管理者は介護従業者を兼務。

計画作成担当者は専従。

8. 職員の勤務体制

勤務形態	勤務時間			
日勤	8:30 ~ 17:00			
早出	7:30 ~ 16:00			
遅出	10:30 ~ 19:00	11:00 ~ 19:30		
当直	16:00 ~ 9:00			
半日	8:30 ~ 12:30	8:30 ~ 13:30		
	13:00 ~ 17:00	12:00 ~ 17:00		

9. 居室等の概要

当事業所では以下の居室・設備等をご用意しております。ご利用される居室は原則として1人部屋です。

居室・設備の種類	室数	備考
居室	18室	洋室（ベッド・ローチェスト・押入れ付き）
食堂	2室	
浴室	2室	
台所	2室	
和室	2室	
その他設備関係	消火器 避難誘導灯 煙感知器 非常ベル 非常灯 火災通報装置 スプリンクラー	

※ご利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により事業所内でその可否を決定します。又ご利用者の心身の状況により、居室の変更を行う場合があります。その際には、利用者や利用者代理人と協議の上、決定します。

10. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、以下の2つの場合があります。

- | | |
|---------------------------|-------------------------|
| (1) 利用料金が介護給付、又は予防給付される場合 | (介護給付、介護予防給付の対象となるサービス) |
| (2) 利用料金の全額をご利用者に負担いただく場合 | (介護保険の給付対象とならないサービス) |

(1) 介護給付若しくは予防給付の対象となるサービス

介護保険証に記載されている要介護度・介護保険負担割合証にて確認し費用を負担して頂きます。サービス内容に関しては、利用者及びご家族と協議の上、計画作成担当者が作成した認知症対応型共同生活介護計画書及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画書に定めます。

【サービスの概要】

※食事

- ・当事業所では、栄養士の作成する献立表により、栄養並びにご利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・食事時間 朝食 8：00 昼食 12：00 夕食 18：00
- ・行事等の際は、ご利用者も一緒に調理をすることもできます。
- ・ご利用者の状態に応じて適切な食事の介助を行います。

※排泄

- ・ご利用者の状態に応じて適切な排泄の介助を行います。
- ・オムツを使用される方は、利用者又はご家族で準備をお願いします。
但し、ご希望に応じて、当事業所にて準備をすることも可能です。

※入浴

- ・ご希望に応じて、毎日でも入浴は可能です。
- ・入浴の時間は日中帯にて行います。
- ・ご利用者の体調不良等がある場合、入浴を中止して清拭・部分浴等に変更する場合があります。
- ・ご利用者の状態に応じ適切な入浴介助を行います。

※健康チェック

- ・体温及び血圧測定等、ご利用者の全身状態の把握を行います。
- ・当事業所は訪問看護ステーションことぶきと契約を結び、健康管理を行います。

※機能訓練

- ・ご利用者の状況に適した機能訓練を行い、身体状態の低下を防止するよう努めます。

※通院介助

- ・当事業所の職員にて（希望により）通院介助を行います。但し、鹿屋市内（輝北町を除く）の病院に限ります。
- ・状況によっては、ご家族での対応、又は同伴を求める場合があります。

☆ 健康保険証の取り扱いについて・・・10項目－（5）参照

※要介護認定における申請代行

- ・要介護認定更新等においては、当事業所にて手続きに必要な援助を行います。

※その他自立への支援

- ・ご利用者の趣味又は嗜好に応じた活動及びレクリエーションを実施します。
- ・生活のリズムを考え、食事や洗濯、買い物、園芸等を職員共同で行い、家庭的な生活環境の中で生活が送れるよう配慮します。
- ・地域の行事等へも参加し、地域住民の方との交流を図っていきます。

【利用料金】 認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護

当事業所のサービスを利用された場合、介護保険制度では、介護度別及び介護負担割合にて料金が異なります。

認知症対応型共同生活介護費		要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
	1割	749 円	753 円	788 円	812 円	828 円	845 円
	2割	1,498 円	1,506 円	1,576 円	1,624 円	1,656 円	1,690 円
	3割	2,247 円	2,259 円	2,364 円	2,436 円	2,484 円	2,535 円

短期利用認知症対応型共同生活介護及び短期利用介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症対応型共同生活介護費		要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
	1割	777 円	781 円	817 円	841 円	858 円	874 円
	2割	1,554 円	1,562 円	1,634 円	1,682 円	1,716 円	1,748 円
	3割	2,331 円	2,343 円	2,451 円	2,523 円	2,574 円	2,622 円

		1割	2割	3割
医療連携体制加算 (I)	訪問看護ステーション等との契約により、看護師による健康管理や緊急時の対応、重度化した場合の対応指針を定めている場合 (要介護 1～5 の方のみ)	37 円 /(日)	74 円 /(日)	111 円 /(日)
医療連携体制加算 (II)	褥瘡治療など医療的ケアを必要とする入所者がいる場合	5 円/ (日)	10 円 /(日)	15 円 /(日)
初期加算	入居日から 30 日間算定する加算	30 円/ (日)	60 円/ (日)	90 円/ (日)
看取り介護加算	医師の診断等で回復の見込みがなく、同意の上、看取り介護を実施した場合 (I) 死亡日以前 31～45 日 (II) 死亡日以前 4～30 日 (III) 死亡日の前日及び前々 (IV) 死亡日	(I) 72 円 / (日) (II) 144 円/ (日) (III) 680 円/ (日) (IV) 1,280 円/ (日)	(I) 144 円/ (日) (II) 288 円/ (日) (III) 1,360 円/ (日) (IV) 2,560 円/ (日)	(I) 216 円/ (日) (II) 432 円/ (日) (III) 2,040 円/ (日) (IV) 3,840 円/ (日)
退居時相談援助加算	当事業所を退居するにあたり、サービスに関する相談援助や、ご利用者の介護状況に対する情報を関係機関に文書にて提供した場合	400 円	800 円	1,200 円
サービス提供体制強化加算 (I)	当事業所職員の中に介護福祉士の資格を有するものが全体の 70% 以上。	22 円 /(日)	44 円 /(日)	66 円 /(日)
若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症の状態にある方に対してサービスを行った場合	120 円 /(日)	240 円 /(日)	360 円 /(日)
介護職員等処遇改善加算 (I)	基本サービス費に各種加算減算を加えた 1 月あたりの総単位数にサービス別加算率を乗じた単位数	18.6%		
口腔衛生管理体制加算	歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が介護職員に口腔ケアに係る技術的助言及び指導を行っている場合	30 円 /(月)	60 円 /(月)	90 円 /(月)

栄養管理体制加算	管理栄養士が、日常的な栄養ケアに係る介護職員への技術的助言や指導を行うこと。	30円 /(月)	60円 /(月)	90円 /(月)
口腔・栄養スクリーニング加算	管理栄養士又は介護職員が利用開始時及び利用中6か月ごとに栄養状態について確認を行い、栄養状態に係る情報を計画作成担当者に文書で共有した場合 利用開始時及び利用中6か月ごとに利用者の口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、当該情報を利用者を担当する介護支援専門員提供していることに関する費用	20円/回 (6月に1回を限度)	40円/回 (6月に1回を限度)	60円/回 (6月に1回を限度)
科学的介護推進体制加算	入所者・利用者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る、基本的な情報を厚生労働省に提出していること。	40円 /(月)	80円 /(月)	120円 /(月)
生活機能向上連携加算(Ⅱ) (初回利用月～3月の間)	訪問リハビリテーション若しくは通所リハビリテーションを実施している事業所の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師が、当事業所を訪問し、計画作成担当者と身体状況等の評価を共同して行うことに関する費用。	200円 /(月)	400円 /(月)	600円 /(月)
入退院支援体制加算 (1月に6日を限度)	入院後三月以内に退院することが明らかに見込まれる場合に限り、退院後再び当事業所に円滑に入居することが出来る体制を確保している事に関する費用。	246円 /(日)	492円 /(日)	738円 /(日)
認知症専門ケア加算	日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ、又はMに該当する利用者に対し専門的な認知症ケアを行った場合の費用。	3円/(日)	6円/(日)	9円/(日)
認知症チームケア推進加算(Ⅰ)	所定の研修修了者を配置し、認知症の行動心理症状の評価や予防についてチームを組んでケアにあたる。	150円 /(月)	300円 /(月)	450円 /(月)
認知症チームケア推進加算(Ⅱ)	認知症の行動心理症状の評価や予防についてチームを組んでケアにあたる。	120円 /(月)	240円 /(月)	360円 /(月)
協力医療機関連携加算(Ⅰ)	協力医療機関(恒心会おぐら病院)と定期的に利用者の情報共有を行う。	100円 /(月)	200円 /(月)	300円/ (月)
退居時情報提供加算	利用者が入院する際に、心身の状況や生活歴等を示す情報を提供する。	250円 /(回)	500円 /(回)	750円 /(回)
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)	医療機関より3年に1回以上感染制御等に係る実地指導を受けている。	5円 /(月)	10円 /(月)	15円 /(月)
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	生産性向上委員会の開催や安全対策を講じた上で改善活動を行っており、見守り機器等を複数導入し、職員の役割分担の取組みを行い1年に1回報告している。	100円 /(月)	200円 /(月)	300円 /(月)
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	生産性向上委員会の開催や安全対策を講じた上で改善活動を行っており、見守り機器等を導入し1年に1回報告している。	10円 /(月)	20円 /(月)	30円 /(月)

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスについては、ご利用者の全額負担となります。

【費用】

家賃	ご利用者が生活される居室等にかかる費用です。 (ア) イーストサイドおぐら (壱番館) … 1, 6 2 5 円 (1日あたり) (イ) イーストサイドおぐら (弐番館) … 2, 5 5 0 円 (1日あたり)
食事の提供 (食費)	ご利用者へ提供する食事にかかる費用です。 … 料金 (1食あたり) 朝食 3 5 0 円 昼食 4 5 0 円 夕食 4 4 0 円
光熱費	ご利用者に使用される水道、ガス、電気関係にかかる合計費用です。 … 料金 3 9 0 円 (1日あたり)
日用品費	ご利用者が生活する際に使用される日用品にかかる費用です。 料金: 5 0 円 (1日あたり)
オムツ代	必要に応じ、オムツが必要な場合にかかる費用です。 … 料金 実費
理髪・美容代	理髪師の出張による理髪・美容サービスをご利用頂けます。 … 料金 実費
日常生活上必要 となる諸経費	日常生活品の購入代金等、ご利用者の日常生活に要する費用で、ご利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。 (例えば衣類代等) … 料金 実費
レクリエーション活動等	ご利用者の希望により、レクリエーションや屋外活動等に参加依頼させて頂くことがあります。 … 料金: 実費
その他の料金 活動等	上記以外に料金が生じる場合には、予め説明と同意の上、料金をいただく場合があります。 … 料金: 実費

(3) 介護保険証の確認

当事業所のサービスをお申込み時に介護保険証・介護保険負担割合証を確認させていただきます。尚、入居期間中は、介護保険証・介護保険負担割合証を事業所にてお預かりさせていただきます。

(4) 支払い方法

利用料金・費用は1ヶ月ごとに計算し、翌月の15日迄に請求書をお渡し致します。ご請求金額をその月末迄にお支払い下さい。

(5) 健康保険証等の確認

当事業所のサービスをお申込み時に健康保険証等を確認させていただきます。尚、入居期間中は、希望に応じて健康保険証等を事業所にてお預かりさせていただきます。

1 1. 協力医療機関、協力歯科医療機関、協力保健施設、協力福祉施設

当事業所では、利用者の主治医との連携を基本としつつ、病状の急変等に備え協力医療機関として下記の医療機関と連携体制を整備しています。

〈協力医療機関・施設〉

恒心会おぐら病院	所在地 鹿児島県鹿屋市笠之原町27番22号 電話番号 0994-44-7171
さかもと歯科クリニック	所在地 鹿児島県鹿屋寿8丁目21-2 電話番号 0994-44-2003
介護老人保健施設 ヴィラかのや	所在地 鹿児島県鹿屋寿8丁目21-2 電話番号 0994-44-0021
介護老人福祉施設 朋愛園	所在地 鹿児島県鹿屋寿2丁目2-1 電話番号 0994-41-3340
医療連携事業所 訪問看護ステーションことぶき	所在地 鹿児島県鹿屋寿8丁目21-2 電話番号 0994-44-2772

12. 運営推進会議の設置

当事業所では、サービスの提供にあたり、提供状況について定期的に報告をするとともに、その内容についての評価、要望、助言を受けるため、下記のとおり運営推進会議を設置しています。

(運営推進会議の主な概要)

委員構成：利用者代表、ご家族の代表、地域住民の代表者、鹿屋市の職員若しくは鹿屋市地域包括支援センターの職員、当事業所管理者、計画作成担当者など

開催頻度：概ね2ヶ月に1回（隔月で開催）

会議録：運営推進会議の内容、評価、要望、助言等について記録を作成します

13. 秘密保持及び個人情報の保護について

ご利用者及びご家族に関する秘密は、正当な理由なく第三者に漏らしません。

ご利用者様が適切な介護保険サービスを受けられるために行う、市町村への情報提供、ご利用者様が指定する医療機関、若しくはケアプラン策定のための、サービス担当者会議等に限り情報提供は行われます。

介護の質向上のために、学会・研究会等で使用する場合は、個人が特定できないように仮名にて行います。

※個人情報の利用目的に関して詳しくは 別紙2 参照下さい。

14. 苦情の受付

(1) 当事業所における苦情受付

苦情やご相談は以下の窓口にて受け付けます。

- ・ 苦情受付場所 グループホーム イーストサイドおぐら
- ・ 所在地 (壺番館) 鹿児島県鹿屋市笠之原町29番39-1
(式番館) 鹿児島県鹿屋市笠之原町29番39-2
- ・ 苦情受付担当者 (壺番館) 上妻 幸治 (式番館) 満園 和枝
- ・ 電話番号 (壺番館) 0994-41-7420 (式番館) 0994-41-7431
- ・ 受付時間 8:30~17:00 (毎日)
- ・ 当事業所内には苦情受付箱を玄関横に設置しております。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

鹿屋市役所 保健福祉部 高齢福祉課	所在地 鹿児島県鹿屋市共栄町20-1 電話番号 0994-43-2111 (代表) 受付時間 9:00~17:00 (月~金)
鹿児島県国民健康保険団体連合会	所在地 鹿児島県鹿児島市鴨池新町7-4 電話番号 099-213-5122 受付時間 9:00~17:00 (月~金)
鹿児島県庁くらし保健福祉部高齢者 生き生き推進課(介護保険室)	所在地 鹿児島県鹿児島市鴨池新町10-1 電話番号 099-286-2674 受付時間 9:00~17:00 (月~金)

15. 非常災害時の対応

非常災害時において、以下のとおり対応を行います。

非常時の対応	別途定める消防計画に則り、対応します
平常時の訓練	別途定める消防計画に則り、避難訓練を年2回、消防訓練を年1回行います
防災設備	消火器 避難誘導灯 煙感知器 非常ベル 非常灯 火災通報装置 スプリンクラー
防火管理者	上妻 幸治

16. 急変時及び事故時の対応

当事業所では、利用者の心身の状態等が急変した場合、又は転倒等による事故が発生した場合には、救急車の手配や応急処置等必要な措置を行います。尚、その様な事態が発生した場合はご家族へ連絡させていただきます。又必要に応じて市町村等への通知を行う場合があります。

17. 緊急時の連絡

利用者の急変等による緊急時の連絡は、利用同意書内の「緊急時の連絡先」に記入頂いた連絡先へ連絡します。

18. 身体拘束その他の行動制限

当事業所でのサービスを提供するにあたり、利用者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の行動制限をしないものとします。

利用者に対し、身体拘束その他の行動制限をする場合は、利用者若しくは利用者代理人等に対し、事前に行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分説明を行うものとします。

19. サービス利用にあたっての留意事項

当事業所では、ご利用者の方々に安心してご利用して頂くために、下記の内容について留意して下さいますよう、ご協力をお願い致します。

(面会)

- ・面会は午後9時までとさせていただきます。(玄関は午後9時に施錠されます)

(外出・外泊)

- ・事業所管理者の許可が必要となりますので、必ず職員へ申し出ください。

(飲酒・喫煙)

- ・飲酒は原則として可能ですが、医師による制限等がない方に限ります。

・喫煙は火災等の原因となりますので、必ず決められた場所をお願いします。

※事業所内に関しては、原則禁煙になります。

(金銭・貴重品の管理)

・多額の金銭、通帳、印鑑等に対しては原則としてお受けできません。又、金銭の紛失についても施設側は責任を負いかねますので、金銭の持ち込みはご遠慮下さい。

但し、一人暮らしの高齢者で銀行等へ法的保管ができないと認められる場合、所定の書類に記載していただいた場合に、施設入所中に限りお預かりします。

・その他、金銭問題や財産関係の問題に対して、当事業所は一切関与致しません。

(所持品・備品等の持ち込み)

・持ち込みされる物には、名前等を記入して下さい。紛失の原因になります。

・食べ物の持ち込みに関して、特に生もの等は食中毒などの原因になることもあります。品物名、消費期限等、職員へ申し出ください。

・事業所内へのペットの持ち込みは他のご利用者もいらっしゃいますのでご遠慮下さい。

(その他)

・ご不明な点等ありましたら、当事業所へお問い合わせご確認下さい。

附則

この重要事項は、平成19年12月 1日から施行する。

平成21年 4月 1日改定

平成24年 4月 1日改定

平成25年 7月 1日改定

平成26年 3月 1日改定

平成26年 4月 1日改定

平成27年 4月 1日改定

平成27年 8月 1日改定

平成28年 4月 1日改定

平成28年 9月 1日改定

平成28年10月 5日改定

平成29年 1月 1日改定

平成29年 3月 1日改定

平成29年 4月 1日改定

平成30年 4月 1日改定

平成30年 8月 1日改定

平成31年 1月 1日改定

令和01年 5月 1日改定

令和01年 7月 1日改定

令和03年 4月 1日改定

令和03年10月 1日改定

令和04年 3月 1日改定

令和04年10月 1日改定

令和05年 4月 1日改定

令和05年10月 1日改定

令和06年 4月 1日改定

利用者の重度化した場合における対応に係る指針(概要版)

1. 重度化及び看取り介護の基本理念

グループホームイーストサイドおぐら（以下「事業所」という。）において、当事業所で実践する重度化及び看取り介護は本人の重度化及び看取りを行う場所及び治療等について本人の意志を最大限に尊重すると共に、家族の意向を尊重して行うことを旨とする。

2. 当事業所における利用者の重度化及び看取り介護の定義

利用者の重度化及び看取り介護実施の際は、基本的理念及びサービス提供の方針が具体的に定められ実践し、看護師、医師及び医療機関との連携を図り、他職種共同体制のもとで利用者及び家族の尊厳を支えるよう努め、全人的ケアを提供するための人員と設備の体制を整備すること。

3. 急性期における医療機関等との連携体制

利用者の身体状態等に何らかの異常が生じた場合、社会医療法人恒心会 恒心会及び訪問看護ステーションことぶきと十分連携を図っていくものとする。

4. 介護の体制

利用者の重度化及び看取り介護は家族を中心にして、次に掲げる専門職による連携のもと、共同体制下において十分な説明と同意の上、情報の共有と交換を旨として実施されなければならない。

- ・医師又は嘱託医師、主治医
- ・協力医療機関
- ・看護師又は訪問看護ステーション
- ・介護支援専門員
- ・介護福祉士又は介護職員
- ・管理栄養士又は栄養士

5. 当事業所の環境整備

尊厳ある安らかな最後を迎えるための環境整備に努め、その人らしい人生を全うするための事業所の整備を確保し、当事業所での重度化及び看取り介護に関して、家族との協力体制（家族の面会、付き添い等）のもとにゆったりとした場所の提供を積極的に行う。

6. 介護実践要領

1 医師・協力医療機関体制（協力医療機関）

社会医療法人 恒心会 恒心会おぐら病院

2 医師・看護師体制

協力病院医師又は、嘱託医師等との情報共有による協力体制を築き、看護師は医師の指示を受け看護責任者のもとで利用者の疼痛緩和等安らかな状態を保つように状態把握に努め、又日々の状況等についてその都度家族に対して説明を行い医師による指示を受けて、看護、介護、栄養、相談部門はカンファレンスに基づき多職種による計画書を作成し看取り介護体制による介護にあたるものとする。

3 看取り時に行う医療行為

- ・酸素
- ・点滴
- ・吸引
- ・抗生物質投与
- ・苦痛緩和処置

4 経過ごとの対応

利用開始時に利用者の重度化及び看取り介護の基本理念を説明し、本人又は家族に対しリビングウ

イル（生前意志）の確認を行う。また医師による診断（医学的に回復の見込みのないと判断したときに積極的治療しない状態又は生物学的に老衰状態にあると判断される場合）がされた時を重度化及び看取り介護の開始とする。

重度化及び看取り介護開始にあたり、本人又は家族に対して医師からの状況報告を基に十分なインフォームドコンセントを行い、本人又は家族の同意を得たうえでそのケアに携わる介護支援専門員、介護福祉士、看護師又は訪問看護ステーション、管理栄養士又は栄養士、介護職員等従事する者が共同し、利用者の重度化及び看取り介護に関する計画を作成し、随時本人家族への説明を行い、同意を得て利用者に対する重度化及び看取り介護を適切に行う。

5 利用者の重度化及び看取り介護の実施とその内容

(1) 利用者の重度化及び看取り介護に携る者はその記録等の整備、保持に努める。

(2) 利用者の重度化及び看取り介護における職種の役割を定める。

(3) 看取り時の介護体制

・緊急時特別勤務体制 ・緊急時家族連絡体制 ・自宅又は病院移動時の事業所外サービス体制

(4) 重度化及び看取り介護の実施内容

・栄養と水分 ・清潔 ・苦痛の緩和(身体面及び精神面) ・家族 ・死亡時の援助

医師による死亡確認後、エンゼルケアを施行し、家族と看取り介護に携わった全職員でお別れをすることが望ましい。

死後の援助として必要に応じて家族支援（葬儀の連絡、調整、慰留金品引き渡し、荷物の整理、相談等）を行うことが望ましい。

7 利用者の重度化及び看取り介護に関する職員教育

当事業所における利用者の重度化及び看取り介護の理念を理解しその目的を明確にするため、重度者への介護手技及び死生観教育の確立を図るものとする。

8 利用料等の取り扱い

入院期間中において、利用料金等については徴収しないものとする。

【個人情報の利用目的】

グループホーム イーストサイドおぐらでは、利用者の尊厳を守り安全に配慮する事業所理念の下、個人情報の利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービス提供に必要な利用目的】

〔当事業所内部での利用目的〕

- ・当事業所が利用者等に提供する介護サービス
 - ・介護保険事務
 - ・介護サービスの利用者に係る当事業所の管理運営業務のうち
 - －入退居等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の医療・介護サービスの向上、連携

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当事業所が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者にサービスを提供する他の居宅介護サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当事業所内部での利用目的〕

- ・当事業所の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当事業所において行われる学生等の実習への協力
 - －当事業所において行われる事例研究
 - －運営推進会議への情報提供

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当事業所の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供
 - －外部評価調査機関への情報提供

緊急連絡先 ①

住 所 _____

電話番号 _____

氏 名 _____ 続柄 (_____)

緊急連絡先 ②

住 所 _____

電話番号 _____

氏 名 _____ 続柄 (_____)

請求書・明細書及び領収書送付先

住 所 〒 _____

氏 名 _____